

第 2 3 3 回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和 8 年 7 月 2 9 日

公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

このたび、以下のとおり開催した第 2 3 3 回独占禁止懇話会について、議事概要を取りまとめましたので公表します。

1 日時 令和 8 年 6 月 3 0 日（火） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 0 0 分

2 場所 公正取引委員会 1 1 0 1 会議室
（一部の会員については、オンライン方式で参加）

3 議題

- 令和 7 年度における独占禁止法違反事件の処理状況
- 令和 7 年度における取引適正化に向けた取組（取適法の運用状況等及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章の運用状況等）
- 令和 8 年度官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出されました。

（参考）

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については、以下の URL から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dkkondan/kaisai_r8.html/

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 0 3－3 5 8 1－5 4 7 6（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答）

1 令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況

- 資料の2ページに近年価格カルテルの措置件数が増加傾向であると記載されている。今年度においてもアイス業界や人材派遣業界の事件など、公正取引委員会には精力的に動いていただいており、世の中が価格に敏感になっている中で非常に心強く感じているところである。報道機関の立場として警鐘を鳴らすために確認させていただきたいが、例えばインフレ等何かカルテルが増加している要因はあるのか。
- 個別の案件に踏み込んで回答することは困難であるが、冒頭に御説明したとおり国民生活に影響が大きい独占禁止法違反行為については、厳正に対処すべきであると考えている。特に現状のように、物価上昇局面においてコスト転嫁が困難である状況においても、各社の判断により値上げや値上げ交渉を行うべきものである。そのような中で、競争事業者同士で値上げのタイミングや値上げの幅を調整するといった行為は許されるものではなく、そのような情報に接した場合には、厳正に対処することとしている。公正取引委員会が収集した情報の中で、優先順位をつけて事件調査を行った結果が今の状況であると考えている。

- 優越タスクフォースは素晴らしい取組であるところ、どのような陣容で具体的にどのような活動をしているのか。
- 優越タスクフォースは平成21年に設置された審査局の一部門である。審査局には、申告の受付や職権探知を専門的に行う部署が存在しているが、優越的地位の濫用案件については、例えば様々な情報を収集する際に、どのようにすればより有益な情報が得られるのかといった点や、これまでの事案への取組、調査手法などのノウハウを一元的に集中し、これを蓄積することにより実際の審査に生かそうということで、優越タスクフォースが活用されている。規模としては、20名弱の職員で事案に取り組んでいる。

優越タスクフォースでは、以前は、違反行為の芽を早期に摘むことを目的として「注意」を行い、事業者に対して改善に向けた取組を早期に促すという取組が多かったが、最近は、悪質な事案については「注意」ではなく、より重い「警告」という措置をしっかりと採ることにより、我々が問題と考えていることを広く伝えて他の事業者にも理解してもらい、問題となる行為を事業者自ら正してもらうことが、効率的かつ効果的な対処として重要であると考えている。地方も含め、しっかりと目を光らせて情報収集を行い、問題となる行為があれば適切に対処してまいりたい。

2 令和7年度における取引適正化に向けた取組（取適法の運用状況等及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等）

- 資料の9ページにおいて、取適法による自発的申出が53件、自発的申出による原状回復額が約12億円に達している旨が記載されており、企業の自浄作用が一定程度機能しているように見える。一方で、フリーランス法については、自発的申出が2件と制度が始まって間

もないということを考慮しても非常に件数が少ないとの印象を受けた。この理由について、例えば「委託企業側が自社のフリーランス取引における違反行為や取引条件の明示漏れなどを把握し切れていない」といった構造的な要因があるのか。それとも、自発的申出を行った場合は、公正取引委員会は勧告を行わないというインセンティブ設計が余り周知されていないことに要因があるのか。

→ フリーランス法が施行されてからまだ2年しか経っていない状況において、令和6年度における自発的申出は0件であったが、令和7年度では2件と若干件数が増えてきてはいる。インセンティブ設計については、フリーランス法においても取適法と同様となっているが、御指摘のとおり、周知が十分ではない部分もあると考えているため、この点については、積極的に周知していきたい。また、企業側の構造的要因に関しては、過去の勧告事案等において、フリーランス法施行に当たって社内周知や研修等を実施したものの、発注現場までは徹底できておらず違反行為につながってしまったというケースが非常に多くあった。公正取引委員会としては、勧告事案の公表だけではなく、自発的申出制度自体や「フリーランス法の内容が現場にまで浸透していないために勧告となってしまった事例が存在している」ということも含め、フリーランス法の周知や普及啓発活動を引き続き積極的に行ってまいりたい。

○ 申告や相談受付時の対応について、仮に中小企業やフリーランスの方が取適法やフリーランス法の存在や申告窓口を知っていたとしても、申告を行うことで取引上の不利益が生じてしまうのではないかと懸念から申告等を差し控えてしまうのではないかと。このような懸念は払拭されるべきであると考えているところ、現実にはどのように行われているのか。

→ まず取適法についてであるが、申告の窓口を設けており、取適法に違反すると考えられるような行為を受けた中小受託事業者が公正取引委員会に相談、申告を行う体制を整えている。この窓口については機会を捉えて周知を行っており、また、毎年度実施している中小受託事業者約30万社に対する書面調査において、公正取引委員会への相談・申告窓口の連絡先等も記載するなど、この周知、広報活動を行っているところ、この点については今後も更に力を入れてまいりたい。

また、申告内容については、絶対に外部に漏らしたり委託事業者に推測されたりしないよう情報管理を徹底しており、この点は様々な機会でも周知しているところである。一方で、実際に申告を行う中小受託事業者の立場からすると、公正取引委員会からそのような説明を受けたとしてもまだ不安であるということも非常に理解ができるものであり、この点については引き続きしっかりと説明していきたい。

次にフリーランス法について、フリーランス法も取適法と同様に調査の段階において申出情報の管理は徹底しており、申出者に不利が生じないよう細心の注意を払っているところである。この点については、申出に関する問合せがあった場合にはしっかりと説明をしているところではあるが、申出を行う側の心理的なハードルが高いという点は御指摘のとおりであり、申出情報の管理徹底について引き続き周知を行う必要があると考えている。また、フリーランス法については、公正取引委員会と中小企業庁、厚生労働省が共同でフリーランス・トラブル110番を運営している。これは、フリーランスの方が電話により無料で弁護士に対して、民事的解決に向けた取組や、公正取引委員会への申出に関する相談ができる窓口であり、令和7年度

においては1万3400件の相談がなされている。このような窓口を活用しながら、フリーランスの方が安心して申出を行うことができるようにしていきたい。

○ 物流特殊指定、支払告示、優越ガイドライン及び知財取引指針について、事業者側に少し納得しきれていない部分がある。そのため、今後周知活動を行う際には、パブコメ等で意見が出された点などを含め趣旨を丁寧に説明していただきたい。

→ パブリックコメントで提出された意見に対する考え方を、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法」、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」等については令和8年6月17日に、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」及び「契約書ひな形」の公表については同月24日にそれぞれ公表しているところ、これらの点も今後の説明資料等の内容として活用していきながら、少しでも事業者の皆様にご理解いただけるように説明に取り組んでまいりたい。また、各経済団体と緊密に連携し、説明の機会等を頂けるのであれば説明にお伺いしたい。

○ 中東情勢の影響により、特にナフサ由来のフィルムなどの資材関係の価格が急激に値上がりしている。以前から、「次回の発注からは、発注数量どおりに納入できない可能性がある」という話が出ていたが、ゴールデンウィーク以降は、ほとんどの取引先から4割から5割の値上げ要請が来ている。この点について、特にB to C取引の場合は、資材等が4割値上げされたとしても、すぐに価格転嫁することは不可能である。急激な市場の市況の変化のため、なかなか対応は困難であると思われるが、是非ともこの点は進めていっていただきたい。

→ 最近の中東情勢により、ナフサ由来の資材価格が急騰しているという話も各方面から寄せられているところである。公正取引委員会では、例年、価格転嫁に関する調査を実施している。令和8年6月26日から開始した今年度の調査においては、緊急調査として、昨今の中東情勢を踏まえた石油関連製品等の価格転嫁に関する設問を追加しており、当該調査結果も踏まえ、適切に対応していきたい。

○ 知財取引指針について、中小企業が保有している知的財産は、中小企業にとって会社の宝である。そのため、知財取引について規制をかけていただいたことについては、大変有り難いと感じている。知財取引指針や改正物流特殊指定などは、新しい取組であり取引の両当事者の理解が必要となるため、公正取引委員会には今後とも、しっかりと対応していただきたい。

→ 改正物流特殊指定や知財取引指針、支払告示については、大企業のみならず中小企業の皆様にも御理解いただくことが極めて重要であると考えている。そのため、引き続き日本商工会議所や各地の商工会議所等の経営支援関係の皆様とも連携を取りながら、事業者あるいは経営指導員の方々への理解促進に取り組んでまいりたい。

○ 関連省庁がフリーランス関連の様々なガイドラインを公表している。公正取引委員会がフリーランス法に基づき全業界に共通する課題に対応し、各業界特有の商慣習については事業

所管省庁がピンポイントで是正する、といった連携が非常に重要になってくると考えている。そのため、公正取引委員会が実施した調査やフィードバック等により出てきた様々な課題等を各省庁の個別のガイドラインにいかにつないでいくのかということが重要となるのではないかと考えている。フリーランス法を公正取引委員会が運用するだけでなく、各省庁が作成すべきガイドラインの領域拡大やその内容を更に改善・充実していくような形で連携していただきたい。

→ 最近の勧告事例等を見ると、特定の業界の話となってしまうが、例えば昨年度に公表した島村楽器(株)に対する勧告、今年度に公表したシアー(株)に対する勧告、(株)河合楽器に対する勧告といった、音楽講師の方々との取引に係る勧告が続いている。この点について、業界における従前の取引慣行が要因の一つになっていると考えており、公正取引委員会において、個別の案件を通じながらこのような取引慣行をしっかりと是正していくことは重要であると考えている。また、いわゆる事業所管官庁や他省庁との連携については、個別の案件において必要に応じて行っているところである。この点については、引き続き積極的に連携を行っていくとともに、それだけにとどまらず、当該事業所管官庁においてガイドラインの作成などにつながるような取組についても引き続き積極的に行っていきたい。

3 令和8年度官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査

○ 「職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況」について、人口5万人未満の地方公共団体では第三者機関の設置率が8.7%と非常に低くなっている。この点について、恐らくリソース不足といった現実的な課題があると思われる。一方で、政府出資法人で行われている他の発注機関との共同設置が地方公共団体ではみられなかったとのことであるが、この点について、共同設置を進める上で何か障害となるような要素があるのか。

→ 基本的には、地方公共団体における制度的な障害はないと考えられる。国土交通省が公表した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」においても、発注者が単独で第三者機関を設置できないような場合には、複数で共同して設置することが考えられると示されている。また、御指摘のあった予算や人員等のリソース不足は、理由の一つであると考えている。一方で、本件実態調査を通じて感じたのは、コンプライアンスの重要性に関する認識の低さが真の原因なのではないかということである。第三者機関を設置することの必要性を強く感じているのであれば、限られたリソースの中で、できる限りの対策を行うはずである。最近ある地方公共団体で発生した官製談合において、関与していた職員が懲戒免職となったところ、当該地方公共団体のトップが早々に当該職員の個人的な問題であると発言したり、当該地方公共団体の議会が有識者による第三者委員会の設置を求める決議案を否決したりしたとの報道を目にしたところであり、これが実態なのではないかと思った次第である。このような認識の問題が第三者機関の設置の一番高いハードルになっているのではないかと考えている。

○ 不自然な入札結果に係る情報の集約・把握に関する取組について、こちらは全体で 15.9%、人口 5 万人未満の地方公共団体では 5.4%となっている。このような異常検知は、そのデータの蓄積や客観的な分析が必要であると思われる。そのようなノウハウのない小規模な自治体でも導入することができるような標準化された監視システムの提供や分析の外部委託を支援する枠組みを作ることができないのか。

→ データ主導による異常検知の仕組みについて、一者入札などの不自然な入札結果の情報を把握・分析する取組を進めるに当たっては、そもそも「どのような情報をどのように分析すればよいのか」といった知見がないということが、取組が進んでいない原因の一つであると考えられる。そのため、本件実態調査報告書に発注機関からの入札結果の情報収集や分析に関する相談窓口として経済分析室を記載している。一方で、公正取引委員会に質問すること自体のハードルが高いということも十分に理解しているところである。そのため、御指摘があった標準化されたデータ監視の仕組みや外部委託を含めた分析に関する支援の在り方について、各発注機関の状況等も注視しながら、公正取引委員会の経験やリソースの範囲内でできることがないか、今後の課題として検討したい。

○ コンプライアンス施策の効果測定について、違反歴のある機関ほど研修や幹部からの発信に非常に熱心であるとのことであった。一方で、そのような施策が「実際にその後の違反をどれだけ防いでいるのか」といったデータを用いた検証は行っているのか。もし行っていない場合には、今後、経済分析室等において検証を進める予定はあるのか。

→ コンプライアンス施策の統計的な効果測定について、発注機関における各取組が官製談合等の防止にどの程度貢献しているかといった点について示唆を得る観点から、今回の実態調査報告書の別紙 3 において、アンケート調査の回答結果等を用いた経済分析を実施している。例えば、離散選択モデルやプロペンシティー・スコア・マッチング、経済分析室が独自に収集した入札データを組み合わせた差の差分析を実施している。これらの分析の結果などから、例えば研修の実施といったような一部の取組は、違反認定の確率を統計的に有意に低下させる傾向を示すといったような結果等が得られている。このような効果測定、効果検証の取組に関しては、データを蓄積しながら今後も引き続き実施していきたい。

○ 本件実態調査報告書において、公益通報窓口の設置状況について平成 23 年調査及び平成 30 年調査と比較して通報窓口の設置が浸透してきているものの、小規模な自治体ほど、組織の内部に通報窓口を設置している旨や入札談合等関与行為防止法等の情報についても通報の対象となる旨を周知している割合が平成 23 年調査及び平成 30 年調査と比較して横ばいの状況である旨が記載されている。一般の企業であれば、公益通報制度や公益通報者保護法により通報者が保護されるということの周知が進んでいるところである。この点について公正取引委員会として、発注機関の中における公益通報窓口や内部通報窓口の設置促進や入札談合等関与行為防止法等の情報についても通報の対象となる旨の周知について、今後どのように取り組んでいくのか。

→ 御指摘のとおり本件実態調査において、入札談合等関与行為防止法等の情報についても公益通報の対象となる旨を周知している割合が非常に低くなっている。この点に特化したもの

ではないが、公正取引委員会では官製談合関係の研修を非常に多く開催しているところである。具体的には、発注機関からの依頼を受けて講師を派遣する研修と、公正取引委員会が主催する研修を年間合計 250 回以上開催しているところである。当該研修において公益通報窓口の設置の重要性などについて今後もしっかり伝えてまいりたい。

- 官製談合は、国民の生活や利益にとって非常に重要な問題であるため、公正取引委員会が改善措置要求を行ったということは、非常に評価されるべきであると考えている。一方で、人口 5 万人未満の地方公共団体の中には、経済的に非常に疲弊している地方公共団体が多数存在している。このような中で、官公需自体がある種の産業となっており、当該地方自治体にとって重要な取引になっているということを理解する必要があると考えている。そのような状況にもかかわらず、実態調査において官製談合が発生してしまった理由として「職員個人の倫理感の欠如」が挙げられており、官製談合を防止するための組織的な仕組みができていないという点は、大きな問題である。
- 小規模の地方公共団体において官公需が一つの産業になっているとの点については、実態としては御指摘のとおりであると思われる。一方で、競争入札により発注する以上、公正取引委員会としては、入札談合を許容することは決してできない。仮に地方公共団体において特定の事業者が発注したいのであれば、随意契約により発注するという方法も考えられる。繰り返しとなるが、ただその仕事を回すために談合という手段を取るというのは、どのような状況であっても許されるべきではないということについては御理解いただく必要があると考える。
- 官製談合は、通常の談合よりも、自己矯正機能が働きにくいという構造的な問題がある。また、公共調達公正性を損ない税金の無駄使いを招くだけでなく、特定業者が優遇されることにより競争原理が働かず健全な企業活動が阻害されるなど、百害あって一利なしだと消費者の見解でも思っているところである。一方で、官製談合の指摘に対する発注者側の改善策の多くは、担当者や首長など個人の処分で終わる例が多いのではと感じている。官製談合は、個人の不正にとどまらずに制度や組織構造、組織風土に起因する問題が大きいという視点から、組織内でのガバナンスやコンプライアンスの実態について本件実態調査が実施されたものであると理解している。本件実態調査の中で見えてきた効果的な防止策や一罰百戒ではないが官製談合発覚後の処罰などについて、是非とも本件実態調査を基に有効な対策を考えていただきたい。
- 御指摘の点は、公正取引委員会としても取り組まなければならないと考えている。一方で、入札談合の防止策に近道はなく、研修などにより地道に訴えていくしかない。この点については、公正取引委員会としても常に検討しているところである。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局)